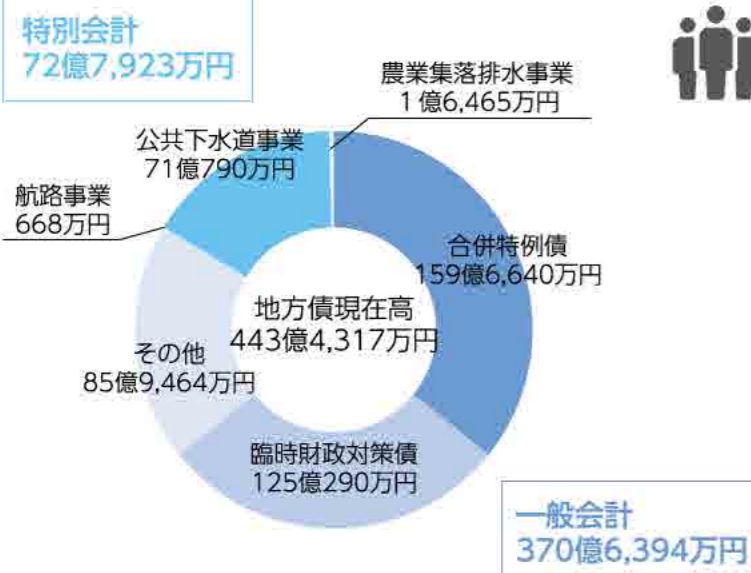


地方債・一時借入金



市民1人当たりの地方債現在高※
73万5,474円
臨時財政対策債・合併特例債を除く場合
26万3,283円

地方債とは、公共下水道などの公営企業の経費や道路、公共施設の整備など多額の費用がかかる事業の財源とするため、国や銀行などから長期にわたって借り入れている資金です。

■合併特例債
合併後の市町村の一体性の確立や均衡ある発展などを目的とした事業を実施するために発行する地方債です。償還費用の70%が国から地方交付税で補てんされます。

■臨時財政対策債
国から交付される地方交付税の不足分を補うために、地方公共団体が発行する地方債です。償還費用の全額が、将来的に国から地方交付税で補てんされます。

平成30年度下半期（平成31年3月31日現在）における一時借入金はありません。

市の財産

基金



市民1人当たりの基金現在高※
10万8,171円

基金は、家庭でいう「貯金」に当たります。基金には、年度間の財源の不均衡を調整する財政調整基金と特定の目的のために積み立てている特定目的基金があります。

財政調整基金	25億5,863万円
その他の基金	39億6,321万円
合計	65億2,184万円

市有財産



土地
12,440,685㎡



建物
324,851㎡

※市民1人当たりの地方債、基金現在高は、人口60,292人（平成31年4月1日現在の住民基本台帳による）で計算

下半期の主な実施事業

にぎわいプロジェクト

- ・中小企業振興事業
- ・中央七間橋線改築事業（七間橋工区）
- ・新船建造事業
- ・移住定住促進事業
- ・交流定住促進事業



地域活性化センター（東京都）で開催した市PRフェア

やすらぎプロジェクト

- ・自治公民館建設補助事業
- ・地域防災推進事業
- ・法人保育所等整備補助事業
- ・放課後児童健全育成事業
- ・海老済及び海老済石砂地区飲料水供給施設整備事業



海老済石砂地区に小型貯水槽と給水車を整備

ときめきプロジェクト

- ・豊浜小学校改築事業
- ・観音寺中央幼稚園建設事業
- ・市民会館活用促進事業
- ・観音寺東公民館建設事業
- ・男女共同参画推進事業



中央図書館で開催した男女共同参画講演会

観音寺市の家計簿

平成30年度下半期の財政事情

平成30年10月1日から平成31年3月31日までの財政事情をお知らせします。（平成31年3月31日現在）
問い合わせ先 総務課 財政係 ☎23-3900

一般会計

予算現額 279億404万円

収入済額 250億3,067万円（収入率89.7%）

支出済額 220億5,229万円（執行率79.0%）

歳入	予算現額	収入済額（収入率）
市税	87億9,032万円	90億1,565万円(102.6%)
地方交付税	52億4,596万円	53億1,516万円(101.3%)
その他の交付金	13億2,118万円	13億6,015万円(102.9%)
分担金及び負担金 使用料及び手数料	7億2,172万円	6億4,200万円(89.0%)
国庫支出金	32億5,424万円	26億6,866万円(82.0%)
県支出金	21億5,218万円	14億1,164万円(65.6%)
繰入金	17億7,227万円	12億1,443万円(68.5%)
諸収入	7億5,037万円	5億468万円(67.3%)
市債	29億4,250万円	19億2,490万円(65.4%)
その他	9億5,330万円	9億7,340万円(102.1%)

歳出	予算現額	支出済額（執行率）
総務費	29億2,984万円	20億8,188万円(71.1%)
民生費	94億3,995万円	69億2,072万円(73.3%)
衛生費	25億6,288万円	22億8,371万円(89.1%)
農林水産業費	18億6,908万円	12億9,328万円(69.2%)
商工費	5億3,076万円	4億6,496万円(87.6%)
土木費	20億5,429万円	15億2,274万円(74.1%)
消防費	10億26万円	9億1,196万円(91.2%)
教育費	38億690万円	32億6,883万円(85.9%)
公債費	32億3,657万円	30億426万円(92.8%)
議会費など	4億7,351万円	2億9,995万円(63.3%)

特別会計

特別会計とは、特定の目的のために設置し、一般会計とは区別して経理する会計のことです。

特別会計名	予算現額	収入済額 A	支出済額 B	差引額 A-B
施設貸付事業	1億683万円	1億429万円	7,537万円	2,892万円
国民健康保険事業	79億7,699万円	68億5,453万円	71億8,986万円	△3億3,533万円
国民健康保険伊吹診療所	6,162万円	2,339万円	4,848万円	△2,509万円
後期高齢者医療事業	8億8,745万円	8億1,042万円	8億5,588万円	△4,546万円
介護保険事業	58億1,559万円	47億9,547万円	51億2,825万円	△3億3,278万円
介護予防サービス事業	3,696万円	1,819万円	3,260万円	△1,441万円
航路事業	2億7,935万円	1億2,037万円	2億4,066万円	△1億2,029万円
粟井財産区	707万円	725万円	63万円	662万円
粟井坂瀬山林	1,454万円	1,487万円	28万円	1,459万円
公共下水道事業	17億7,964万円	13億9,334万円	11億2,140万円	2億7,194万円
農業集落排水事業	3,900万円	1,033万円	2,831万円	△1,798万円

「新しい 時代を創る この一票」 第25回参議院議員通常選挙

投票日時 **7月21日(日)** 午前7時～午後8時

(伊吹町は午後7時まで)

投票所入場券に印刷された各投票所で投票できます。
※日程が変更になる可能性があります。

大事な投票、忘れずに!



選挙は、私たちの代表者を選び、私たちの意見を政治に反映させることができる、最も重要で基本的な機会です。進んで投票しましょう。

今回の選挙は、**香川県選出議員選挙**と**比例代表選出議員選挙**の2つの選挙について、投票をします。

○香川県選出議員選挙の投票用紙(クリーム色)には、**候補者氏名**を記載

○比例代表選出議員選挙の投票用紙(白色)には、**政党名**または**参議院名簿登載者の氏名**を記載

●期日前投票

期間 **7月5日(金)～20日(土)**

(土・日曜日・祝日も実施)

午前8時30分～午後8時

場所 共同福祉施設1階 展示ホール

注意 入場券裏面の「宣誓書」に必要事項を事前に記入し、持参してください。

●投票所入場券

表

第25回参議院議員通常選挙 第 投票区投票所入場券			
投票日時	令和元年 7月 21日	午前 7時から 午後 8時まで	投票所
世帯番号		生年月日	
選挙人名簿番号		性別	
見本			
観音寺市選挙管理委員会			

1. 投票日当日、この票を所持して本票の封筒を付けてください。
2. この入場券は、本人のみに有効です。投票所での受付時に提示してください。
3. この入場券は、必ず自分の投票所入場券であることをご確認ください。
4. 投票日当日、投票所で投票に行けない人は、期日前投票所がおすすめです。詳細は本票をご覧ください。

裏

期日前投票をされる人は、本表の部分を各自で記入して期日前投票所の受付にお渡しください。(必ず自分の投票所入場券であることをご確認ください)

期日前(不在者)投票宣誓書兼請求書

私は、選挙の日、下記の事由に該当する見込みであり、以下の記載内容が高実であることを誓い、投票用紙等の交付を請求します。

投票事由(次の1から5に○を付けてください)

1 仕事・学業・地域行事・短期旅行等に要し	氏名	生年月日	期日	令和 元 年 月 日
2 1以外の事由で投票区外に外出・旅行・滞り	氏名	生年月日	期日	令和 元 年 月 日
3 病院・ケア・施設等のため外出・滞り	氏名	生年月日	期日	令和 元 年 月 日
4 住所移動のため、本市以外に居住	氏名	生年月日	期日	令和 元 年 月 日
5 天災・悪天候により投票所に到達困難	氏名	生年月日	期日	令和 元 年 月 日

期日前投票所
※投票場所 観音寺市共同福祉施設 1階 展示ホール
※投票時間 午前8時30分～午後8時まで(投票日当日まで)

●不在者投票

仕事や旅行などで期間中に投票所へ行けない人は、滞在先の最寄りの選挙管理委員会で不在者投票ができます。観音寺市選挙管理委員会に「**投票用紙等請求書兼宣誓書**」を提出し、投票用紙を請求してください。指定の病院や施設などに入院、入所中の人はその施設で不在者投票ができます。



詳しくは市ホームページへ

●投票所の変更 対象区域の人は、注意してください

○前回の選挙から、投票区が統合されました。

変更があった区域	統合前の投票所	現在の投票区(所)
新田町(大原 中空 大割 立石 向新田 堂之岡) 原町の一部・栗井町の一部	金安神社社務所	第19投票区 豊田公民館
栗井町(出晴 宮下団地)	出晴会場	第21投票区 栗井公民館
海老済(海老済 海老済石砂) 有木(有木本村)	海老済集会場	第32投票区 五郷活性化センター

○行政区変更に伴い、投票区が変更になりました。

変更があった区域	変更前の投票所	変更後の投票区(所)
元岡之塔	大野原いきいきセンター	第13投票区 八丁自治会館

問い合わせ先 選挙管理委員会事務局 ☎23-3945

市職員を募集します

問い合わせ先 秘書課 人事係 ☎23-3915

第一次試験日
9月22日(日)



●試験申込書受付

受付期間 **7月22日(月)～8月2日(金)**
(土・日曜日は除く) (郵送は当日消印有効)
午前8時30分～午後5時15分
提出方法 秘書課(市役所4階)に持参または郵送
〒768-8601 (住所記載不要)
観音寺市秘書課人事係

●試験案内・試験申込書

7月1日(月)から、総合案内所(市役所1階)と秘書課(市役所4階)、各支所で配布します。市ホームページからもダウンロードできます。
注意: 電話や電子メールでの請求は不可
詳しくは市ホームページで確認してください。
<http://www.city.kanonji.kagawa.jp/>

●試験区分・募集人数など

区分	人数	受験資格	試験
一般事務(初級)	ふたり 2人	平成10年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人 (短期大学を卒業した人や卒業見込みの人でも受験可) ※4年制大学を卒業した人、卒業見込みの人は受験できません	高等学校卒業程度
一般事務(障がい者対象)	3人程度	○昭和60年4月2日以降に生まれた人 ○下記の手帳などの交付を受けている人(手帳などは申し込みの日および選考の日(令和元年9月22日)時点で有効なものに限ります) ①身体障害者手帳または都道府県知事の定める医師(以下「指定医」)もしくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうもしくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫または肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る) ②都道府県知事もしくは政令指定都市市長が交付する療育手帳または児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医もしくは障害者職業センターによる知的障害がある旨の判定書 ③精神障害者保健福祉手帳	総合適性検査(高等学校卒業程度)
土木(UIターン型)	ひとり 1人程度	○学校教育法による大学を卒業した人 ○平成31年3月31日までに、土木の設計、施工管理の職務経験が5年以上あり、香川県外に在住する人で、採用後観音寺市内に定住できる人	総合適性検査(大学卒業程度)

国民健康保険（以下国保）は、病気やけがをしたときに安心して病院にかかることができるように、加入者みんなで支え合う医療保険制度です。

国民健康保険税（以下国保税）の納税義務者は世帯主です。世帯主が国保に加入していても、その世帯に国保の加入者がいれば、納税通知書が世帯主宛てに送付されます。

平成31年度の納税通知書は、7月上旬に送付します。国保税は、世帯主と加入者の所得に応じて算定されます。申告をしていないため所得状況が分からない加入者がいる世帯では、国保税が軽減されない場合がありますので注意してください。

平成31年度の改正内容
 ①賦課限度額を改正
 医療分 61万円
 （改正前は58万円）

後期高齢者医療

75歳以上の全ての人は、後期高齢者医療制度の被保険者となります。また、65歳以上で一定の障害がある場合は、申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。

平成31年度の保険料
 後期高齢者医療保険料の納付義務者は、被保険者本人です。保険料は、被保険者が等しく負担する均等割額（47,300円）と、所得に応じて決まる所得割額の合計額です。

高齢者と若者の世代間の負担の公平化を図るため、昨年度に引き続き、保険料の軽減制度が変わりました。軽減制度について詳しくは、広報かんおんじ5月号10ページ、7月中旬に送付する平成31年度保険料額決定通知書または同封のチラシで確認してください。皆さんのご理解をお願いします。

後期高齢者支援分
 19万円（改正なし）
 16万円（改正なし）

②軽減対象となる基準所得金額を見直し、軽減される対象を拡大
 詳しくは、7月上旬に送付する平成31年度国保税額決定通知書または同封のチラシを確認してください。

倒産や解雇、雇い止めなどによる軽減

会社の倒産や解雇、雇い止めなどで離職した人は、健康増進課または各支所で申請をすると、前年の給与所得をその3割とみなして税額を算定するので、国保税が軽減されます。

対象者

離職の翌日から翌年度末までに、雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇などによる離職者）や特定理由で離職者（雇い止めなどによる離職者）として失業等給付を受け、離職時点で65歳未満の人

軽減期間
 離職の翌日～翌年度末

納付方法

普通徴収（納付書または口座振替）と特別徴収（年金からの天引き）の2種類があります。

平成31年度納付書

口座振替の納期限

第1期	7月31日（水）
全期	
第2期	9月2日（月）
第3期	9月30日（月）
第4期	10月31日（木）
第5期	12月2日（月）
第6期	12月25日（水）
第7期	1月31日（金）
第8期	3月2日（月）

納付方法の変更

10月の特別徴収から口座振替に変更できます。特別徴収を中止して口座振替に変更する場合は、金融機関に口座振替依頼書を提出し、7月31日（水）までに税務課または各支所で納付方法の変更手続きをしてください。

手続きに必要なもの

印鑑、振替口座の通帳、届け出印（金融機関に口座振替依頼書を提出している

人は納付方法の変更手続きのみ必要）

注意

これまでの納付状況によっては、口座振替への変更が認められない場合があります。

社会保険に加入したときは、手続きを忘れずに

国保に加入していた人が、就職などで社会保険に加入して国保の資格を喪失したときは、必ず健康増進課または各支所で国保を離脱する手続きをしてください。手続きをしないと国保税の課税が継続します。

その他の注意事項

国保税の納付が滞ると、被保険者証の有効期限が1年から3カ月になる場合があります。

問い合わせ先

課税内容や納付方法など
 税務課 ☎23-13922
 健康増進課国民健康保険係
 ☎23-13927

重度心身障害者等・ひとり親家庭等

医療費助成制度

8月は受給資格者証の更新月です。引き続き受給資格がある人には、新しい受給資格者証を7月下旬に送付します。受け取ったら受給資格者証の記載内容を確認し、相違がある場合は、健康増進課医療係または各支所へ連絡してください。助成を受けるには所得制限があります。平成30年中の所得を申告していない人は、税務課で申告してください。

注意

転出や死亡などで資格を喪失した人は、本市の受給資格者証が使えなくなります。速やかに受給資格者証を返してください。

問い合わせ先

健康増進課医療係
 ☎23-13927
 大野原支所 ☎54-15700
 豊浜支所 ☎52-11200
 伊吹支所 ☎29-12111

納付方法

①年金天引き（特別徴収）

◇平成31年4月と令和元年6月支給分の年金から保険料が天引きされた人

4月と6月の保険料と同額を、8月支給分の年金から天引きします。

確定した年間の保険料額から、4月、6月、8月に天引き（仮徴収）した額を差し引いた残りの額を、10月、12月、2月支給分の年金から天引き（本徴収）します。

◇令和元年10月支給分の年金から保険料の天引きが開始される人

7月から9月までは、納付書または口座振替で納付してください。10月、12月、2月支給分の年金から残りの保険料を天引きします。

②納付書・口座振替

①以外の人
 年間の保険料額を8期に分けて納付してください。初めて後期高齢者医療制度に加入した人は、当初は納付書または口座振替になります。

平成31年度納付書

口座振替の納期限

第1期	7月31日（水）
全期	
第2期	9月2日（月）
第3期	9月30日（月）
第4期	10月31日（木）
第5期	12月2日（月）
第6期	12月25日（水）
第7期	1月31日（金）
第8期	3月2日（月）

納付方法の変更

①納付書（現金納付）から
 口座振替への変更
 市指定金融機関などに口座振替依頼書（通帳と届け出印が必要）を提出してください。依頼書は市指定金融機関などにあります。

②年金天引きから口座振替への変更
 市指定金融機関などに口座振替依頼書を提出し、その本人控を持参して、税務課納付書または各支所で納付方法の変更手続きをしてください。

注意
 これまでの納付状況によって、変更が認められない場合があります。

被保険者証の送付

被保険者証の有効期間は毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間です。

8月から使用する新しい被保険者証は、被保険者1人に1枚ずつ「黄色の封筒」に入れ、「特定記録郵便」で7月12日以降に送付します。

7月22日を過ぎても被保険者証が届かない場合は、健康増進課医療係に連絡してください。

被保険者証を受け取ったら

被保険者証の記載内容に相違がある場合は、健康増進課医療係または各支所へ連絡してください。

問い合わせ先

制度や資格、保険証
 健康増進課医療係
 ☎23-13927

保険料額や納付方法
 税務課市民税係
 ☎23-13922

全般

香川県後期高齢者医療広域連合事務局
 ☎087-811-1866



両端が黄緑色から紫色に変更



障害者年金の手続きが変わります

20歳前障害基礎年金

20歳前障害基礎年金を受給している人には、毎年7月に所得状況届の提出をお願いしていましたが、ことし7月から日本年金機構で前年の所得などを確認できる人に限り、「所得状況届」の提出が原則不要となります。

また、20歳前障害基礎年金の受給者や加算額対象者で、障害状態確認届（診断書）の提出が必要な人は、提出期限を毎年7月末としていましたが、ことし8月から、受給している人の「誕生日の属する月の末日」に変更となります。

詳しくは、お問い合わせください。

障害年金の障害状態確認届（診断書）

日本年金機構から送付される障害状態確認届（診断書）の送付時期が変更となり、8月から、3カ月前倒しで送付されます。

また、障害状態確認届（診断書）に記載する医師の診断についても、受給者の誕生日の属する月の月末から3カ月以内の診断を記入するように緩和されます。

詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ先

日本年金機構善通寺年金事務所
☎0877-62-1662
市民課 ☎23-3924

65歳以上の人の介護保険料

介護保険は、高齢者が住み慣れた地域でいつでも元気に暮らせるように支え合う制度です。

財源は国や県、市が負担する公費と、皆さんに納めていただく介護保険料で運営し、65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料は、介護サービス費の見込み額や65歳以上の人数などを基に、3年ごとに決定します。

平成31年度年間保険料額については、7月上旬に送付する通知書で確認してください。

平成31年度納付書・口座振替の納期限

第1期 全期	7月31日(水)
第2期	9月2日(月)
第3期	9月30日(月)
第4期	10月31日(木)
第5期	12月2日(月)
第6期	12月25日(水)
第7期	1月31日(金)
第8期	3月2日(月)

問い合わせ先

税務課 市民税係 ☎23-3922

防災気象情報を警戒レベルで表します

近年の大雨被害を教訓に、より一層住民の避難行動につながるよう、本年度から気象庁が発表する防災気象情報に5段階の警戒レベルが設けられます。

本市においても、気象庁が発表する気象情報などに基づき、適切な住民発令を実施していきます。

防災気象情報	警戒レベル	住民発令	住民がとるべき行動
災害発生情報、大雨特別警報など	5		命を守る最善の行動
土砂災害警戒情報、氾濫危険情報など	4	避難勧告、避難指示（緊急）	速やかに全員避難
大雨警報、洪水警報など	3	避難準備・高齢者等避難開始	避難に時間を要する人（高齢者など）とその支援者は避難、その他の人は避難の準備
大雨注意報、洪水注意報など	2		避難に備えて、避難所や避難経路の確認
早期注意情報（警報級の可能性）	1		災害への心構えを高める

問い合わせ先 危機管理課 ☎23-3940

一定の要件に該当し、認定証を医療機関に提示すると、入院・通院時に窓口で支払う一部負担金や食事代が自己負担限度額までになります。「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、健康増進課または各支所で事前に申請してください。

●注意
○世帯内に異動があると適用区分が変わる場合があります。必ず届け出をしてください。

○保険料（税）を滞納している場合、認定証の交付を受けられない場合があります。

○療養病床に入院している人は、食事代の負担額などが下表とは異なります。



国民健康保険
70歳未満と70歳以上では、限度額が異なります。70歳未満の人は所得区分に関わらず、申請が必要です。70歳以上の人は、所得区分によって認定証の要否が変わるため、下表や窓口で確認してください。

●認定証の有効期限は
8月1日からは新しい認定証が必要です。平成30年度に交付を受けていた人で、今年度も必要な場合は、再度申請をしてください。

●申請に必要なもの
被保険者証、印鑑、個人番号（マイナンバー）が分かるもの、住民税非課税世帯（70歳以上は区分Ⅱ）に該当する人で、新たに91日以上の入院があった場合は、入院日数を確認できる書類（領収書など）

後期高齢者医療
平成30年度に認定証の交付を受けていた人は申請不要です。今年度も対象者の要件を満たす人には、新たな認定証を7月下旬に送付します。

●申請に必要なもの
被保険者証、印鑑、個人番号（マイナンバー）の分かるもの、本人または世帯員が平成31年1月1日に市内に在住していない場合は、その人の令和元年度の非課税証明書（住民税・所得課税証明書）、区分Ⅱの人で、新たに91日以上の入院があった場合は、入院日数を確認できる書類（領収書など）

問い合わせ先
国民健康保険
健康増進課国民健康保険係 ☎23-13927
健康増進課医療係 ☎23-13927
後期高齢者医療
健康増進課医療係 ☎23-13927
香川県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎0871-811-1866

国民健康保険（70歳以上75歳未満）、後期高齢者医療の自己負担限度額

所得区分	認定証	外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）	入院時食事代（一食あたり）
現役並み所得者	Ⅲ 不要	252,600円+（総医療費-842,000円）×1% 140,100円 ※1	57,600円 44,400円 ※1	460円
	Ⅱ 要	167,400円+（総医療費-558,000円）×1% 93,000円 ※1		
	Ⅰ 要	80,100円+（総医療費-267,000円）×1% 44,400円 ※1		
一般	不要	18,000円 144,000円 ※2	24,600円 15,000円	210円※3 100円
	要	8,000円		

（※1）過去1年間に同一世帯で限度額を超えた支給が3回以上あった場合の、4回目以降の自己負担限度額
（※2）年間限度額（8月～翌年7月）
（※3）住民税非課税世帯または区分Ⅱの人は、過去1年間の入院日数が91日以上の場合、申請により160円

国民健康保険
現役Ⅲ 住民税課税所得が690万円以上の人および同一世帯の人（70歳以上75歳未満）
現役Ⅱ 住民税課税所得が380万円以上の人および同一世帯の人（70歳以上75歳未満）
現役Ⅰ 住民税課税所得が145万円以上の人および同一世帯の人（70歳以上75歳未満）
区分Ⅱ 世帯主とその世帯に属する被保険者全員が住民税非課税で、区分Ⅰに該当しない人
区分Ⅰ 世帯主とその世帯に属する被保険者全員が住民税非課税で、各所得金額（年金所得は控除額80万円として計算）が0円の人
一般 現役並み所得者、区分Ⅰ・Ⅱ以外の人

後期高齢者医療
現役Ⅲ 同じ世帯に住民税課税所得が690万円以上の被保険者がいる人
現役Ⅱ 同じ世帯に住民税課税所得が380万円以上の被保険者がいる人
現役Ⅰ 同じ世帯に住民税課税所得が145万円以上の被保険者がいる人
区分Ⅱ 被保険者が属する世帯員全員が住民税非課税で、区分Ⅰに該当しない人
区分Ⅰ 被保険者が属する世帯員全員が住民税非課税で、世帯員全員の各所得金額（年金所得は控除額80万円として計算）が0円の人
一般 現役並み所得者、区分Ⅰ・Ⅱ以外の人